

# 中華人民共和国涉外民事關係法律適用法<sup>\*1</sup>

2010年10月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第17回會議通過

## 目 次

### 第一章 一般規定

### 第二章 民事主体

### 第三章 婚姻・家庭

### 第四章 相 続

### 第五章 物 権

### 第六章 債 権

### 第七章 知的財産権

### 第八章 付 則

## 第一章 一般規定

第1条 涉外民事關係の法の適用を明確にし、涉外民事紛争を合理的に解決し、当事者の適法な權益を維持・保護するために、本法を制定する。

第2条 涉外民事關係に適用する法は、本法に従って確定される。その他の法律が涉外民事關係の法の適用について別途特別の規定を置く場合には、その規定に従う。

2 本法その他の法律が涉外民事關係の法の適用について規定を置いていない場合には、当該涉外民事關係と最も密接な關係を有する法を適用する。

第3条 当事者は、法律の規定に従い、涉外民事關係に適用する法を明示して選択すること

---

<sup>\*1</sup> 翻訳：JICA長期専門家・日本国弁護士 住田尚之

ができる。

第4条 中華人民共和国の法律が涉外民事関係について強制的規定を置く場合には、当該強制的規定を直接適用する。

第5条 外国法の適用が中華人民共和国の社会公共の利益を損なう場合には、中華人民共和国法を適用する。

第6条 涉外民事関係に外国法を適用する場合において、当該国の異なる地域において異なる法を実施しているときは、当該涉外民事関係と最も密接な関係を有する地域の法を適用する。

第7条 訴訟時効については、関連する涉外民事関係に適用されるべき法を適用する。

第8条 涉外民事関係の性質決定については、法廷地法を適用する。

第9条 涉外民事関係に適用する外国法には、当該国の法律適用法は含まない。

第10条 涉外民事関係に適用する外国法は、人民法院、仲裁機関又は行政機関が調査して明らかにする。当事者が外国法の適用を選択した場合には、当該国の法を提供しなければならない。

2 外国法を調査して明らかにすることができず、又は当該国の法に規定がない場合には、中華人民共和国法を適用する。

## 第二章 民事主体

第11条 自然人の民事権利能力については、常居所地法を適用する。

第12条 自然人の民事行為能力については、常居所地法を適用する。

2 自然人が民事活動に従事し、常居所地法に従えば民事行為無能力であるが、行為地法に従えば民事行為能力がある場合には、行為地法を適用する。ただし、婚姻・家庭、相続に関わる場合を除く。

第13条 失踪宣告又は死亡宣告については、自然人の常居所地法を適用する。

第14条 法人及びその分支機構の民事権利能力、民事行為能力、組織機構、株主の権利義務

等の事項については、登記地法を適用する。

2 法人の主たる営業地と登記地とが一致しない場合には、主たる営業地の法を適用することができる。法人の常居所地は、その主たる営業地とする。

第15条 人格権の内容については、権利者の常居所地法を適用する。

第16条 代理については、代理行為地法を適用する。ただし、被代理人と代理人との民事関係については、代理関係発生地法を適用する。

2 当事者は、合意により委託代理に適用する法を選択することができる。

第17条 当事者は、合意により信託に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、信託財産所在地法又は信託関係発生地法を適用する。

第18条 当事者は、合意により仲裁合意に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、仲裁機関の所在地法又は仲裁地法を適用する。

第19条 本法に従って国籍国法が適用される場合に、自然人が二つ以上の国籍を有するときは、常居所がある国籍国法を適用する。すべての国籍国のいずれにも常居所がない場合には、本人と最も密接な関係を有する国籍国法を適用する。自然人が無国籍又は国籍が不明である場合には、その常居所地法を適用する。

第20条 本法に従って常居所地法が適用される場合に、自然人の常居所地が不明であるときは、その現住所地法を適用する。

### 第三章 婚姻・家庭

第21条 結婚の条件については、当事者の共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。共通の国籍がなく、一方の当事者の常居所地又は国籍国において婚姻を締結した場合には、婚姻締結地法を適用する。

第22条 結婚の手続は、婚姻締結地法、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法に適合する場合には、いずれも有効である。

第23条 夫婦の身分関係については、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。

第24条 夫婦の財産関係については、当事者は合意により一方の当事者の常居所地法、国籍国法又は主要な財産の所在地法を選択して適用することができる。当事者が選択をしなかった場合には、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。

第25条 親子の身分、財産関係については、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法のうち弱者の権益の保護に有利な法を適用する。

第26条 協議離婚については、当事者は合意により一方の当事者の常居所地法又は国籍国法を選択して適用することができる。当事者が選択をしなかった場合には、共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、共通の国籍国法を適用する。共通の国籍がない場合には、離婚手続を行った機関の所在地法を適用する。

第27条 離婚訴訟については、法廷地法を適用する。

第28条 養子縁組の条件及び手続については、養親となる者及び養子となる者の常居所地法を適用する。養子縁組の効力については、養子縁組の時の養親となる者の常居所地法を適用する。養子縁組関係の解除については、養子縁組の時の養子となる者の常居所地法又は法廷地法を適用する。

第29条 扶養については、一方の当事者の常居所地法、国籍国法又は主要な財産の所在地法のうち被扶養者の権益の保護に有利な法を適用する。

第30条 監護については、一方の当事者の常居所地法又は国籍国法のうち被監護者の権益の保護に有利な法を適用する。

#### 第四章 相続

第31条 法定相続については、被相続人が死亡した時の常居所地法を適用する。ただし、不動産の法定相続については、不動産所在地法を適用する。

第32条 遺言の方式については、遺言者が遺言をした時又は死亡した時の常居所地法、国籍国法又は遺言行為地法に適合する場合には、いずれも遺言は成立する。

第33条 遺言の効力については、遺言者が遺言をした時又は死亡した時の常居所地法又は国

籍国法を適用する。

第34条 遺産管理等の事項については、遺産の所在地法を適用する。

第35条 相続する者がいない遺産の帰属については、被相続人が死亡した時の遺産の所在地法を適用する。

## 第五章 物権

第36条 不動産の物権については、不動産の所在地法を適用する。

第37条 当事者は、合意により動産の物権に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、法律事実が発生した時の動産の所在地法を適用する。

第38条 当事者は、合意により運送中に動産の物権に生じた変更に応用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、運送目的地法を適用する。

第39条 有価証券については、有価証券の権利実現地法その他当該有価証券と最も密接な関係を有する法を適用する。

第40条 権利質権については、質権設定地法を適用する。

## 第六章 債権

第41条 当事者は、合意により契約に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、履行義務が最も当該契約の特徴を体現することができる一方の当事者の常居所地法その他当該契約と最も密接な関係を有する法を適用する。

第42条 消費者契約については、消費者の常居所地法を適用する。消費者が商品、サービス提供地法の適用を選択し、又は経営者が消費者の常居所地において関連する経営活動に従事していなかった場合には、商品、サービス提供地法を適用する。

第43条 労働契約については、労働者の勤務地法を適用する。労働者の勤務地を特定することが難しい場合には、雇用単位の主たる営業地の法を適用する。労務派遣については、労務派遣地法を適用することができる。

第44条 権利侵害責任については、権利侵害行為地法を適用する。ただし、当事者が共通の常居所地を有する場合には、共通の常居所地法を適用する。権利侵害行為の発生後に当事者が合意により適用する法を選択した場合には、その合意に従う。

第45条 製造物責任については、被権利侵害者の常居所地法を適用する。被権利侵害者が権利侵害者の主たる営業地の法若しくは損害発生地法の適用を選択し、又は権利侵害者が被権利侵害者の常居所地において関連の経営活動に従事していなかった場合には、権利侵害者の主たる営業地の法又は損害発生地法を適用する。

第46条 ネットワークを通じ、又はその他の方法を採用して、氏名権、肖像権、名誉権、プライバシー権等の人格権を侵害した場合には、被権利侵害者の常居所地法を適用する。

第47条 不当利得、事務管理については、当事者が合意により適用を選択した法を適用する。当事者が選択しなかった場合には、当事者の共通の常居所地法を適用する。共通の常居所地がない場合には、不当利得、事務管理の発生地法を適用する。

## 第七章 知的財産権

第48条 知的財産権の帰属及び内容については、保護が請求された地の法を適用する。

第49条 当事者は、合意により知的財産権の譲渡及び使用許可に適用する法を選択することができる。当事者が選択をしなかった場合には、本法の契約についての関連規定を適用する。

第50条 知的財産権の権利侵害責任については、保護が請求された地の法を適用する。当事者は、権利侵害行為が発生した後に合意により法廷地法の適用を選択することもできる。

## 第八章 附則

第51条 「中華人民共和國民法通則」第146条及び第147条並びに「中華人民共和國相続法」第36条について、本法の規定と一致しないものは、本法を適用する。

第52条 本法は、2011年4月1日より施行する。